

任意継続保険の手引き

《目次》

(ページ)

• 退職後の医療保険の種類	 2
• 任意継続被保険者制度とは	 2
• 任意継続保険の加入手続きについて	 4
• 任意継続保険の喪失手続きについて	 7
• その他	 9

任意継続に関わる事項及び手続き方法が記載されています。

内容をご確認のうえ、お手続きください。

法律改正や内容が変更となる場合は、ホームページにてお知らせいたします。

横河電機健康保険組合に関する最新情報はホームページをご覧ください。

<https://www.yokogawakenpo.or.jp/>

退職後の医療保険の種類

退職後の医療保険には、次の4通りあります。

再就職するとき	1	再就職先が加入している医療保険の被保険者になる
再就職しないとき	2	横河電機健康保険組合の任意継続被保険者になる
	3	国民健康保険に加入する
	4	配偶者や子供等、家族の被扶養者になる

75 歳以上の方はすべて後期高齢者医療制度への加入となります。

任意継続被保険者制度とは

退職すると翌日から健康保険の被保険者の資格を自動的に失いますが、一定の条件を満たしていれば、**最長2年間**、継続して当健保組合の被保険者となれるしくみがあります。これを「任意継続被保険者制度」といいます。

1. 任意継続被保険者となれる人

次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ①退職などにより健康保険の被保険者資格を喪失した方
- ②資格を喪失した日まで継続して2ヵ月以上被保険者であったこと
- ③資格を喪失した日より20日以内に当健保組合へ任意継続被保険者となることの申請をすること

2. 保険料

被保険者の自己負担分と事業主負担分をあわせた全額を自己負担します。任

意継続被保険者になると、事業主による保険料負担はありません。保険料計算の基礎となる標準報酬は、退職時の標準報酬月額か全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い方を基に算出されます。

また、平均標準報酬月額と保険料率は毎年見直しされます。変更となった場合、保険料が変わりますが、前年の所得で保険料が変わることはありません。なお、毎年2月に翌年度の保険料を決定いたします。決定次第お送りする、「保険料改定通知書」にて保険料をご確認ください。

【令和7年度任意継続被保険者の保険料】

当健保組合の令和7年度平均標準報酬月額は470,000円となりました。よって、任意継続被保険者の令和7年度の標準報酬月額の上限は470,000円となります。

退職時の標準報酬月額が470,000円未満の方 → 退職時の標準報酬月額

退職時の標準報酬月額が470,000円以上の方 → 標準報酬月額470,000円

例) 標準報酬月額470,000円の場合の月額保険料は以下のとおりです。

健康保険料	介護保険料※	月額保険料合計
37,130 円	8,178 円	45,308 円

※40～64歳までの被保険者と、40～64歳までの被扶養者を有する40歳未満ならびに65歳以上の被保険者については、介護保険料を納付いただきます。

詳しくは当健保組合ホームページの「健保のしくみ」→「健康保険に関わる制度」→「介護保険制度」をご確認ください。

3. 保険料の納付方法

- ①口座振替…毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、翌月分の保険料を自動引き落とし

(例) 5月26日引き落とし→6月分の保険料

※手続きが完了するまでの間は、ご自身で振込が必要です。

※手数料として、毎回120円が保険料と合算して引き落としされます。

②月払い…毎月1日～10日までの間に、ご自身で振込

③前納…翌年3月分までの保険料を一括前払いで振込（若干の割引有り）

※期日までに納付がない場合は、資格喪失となります。（健康保険法第37条、38条）

4. 保険給付の内容

出産手当金と傷病手当金は支給されません。それ以外は法定給付・付加給付ともに在職中と同様に支給されます。

※資格喪失後の継続給付に該当する場合は、出産手当金と傷病手当金も支給されます。

5. 保健事業・保養所

任意継続保険ご加入後も、これまでと同様に利用できます。

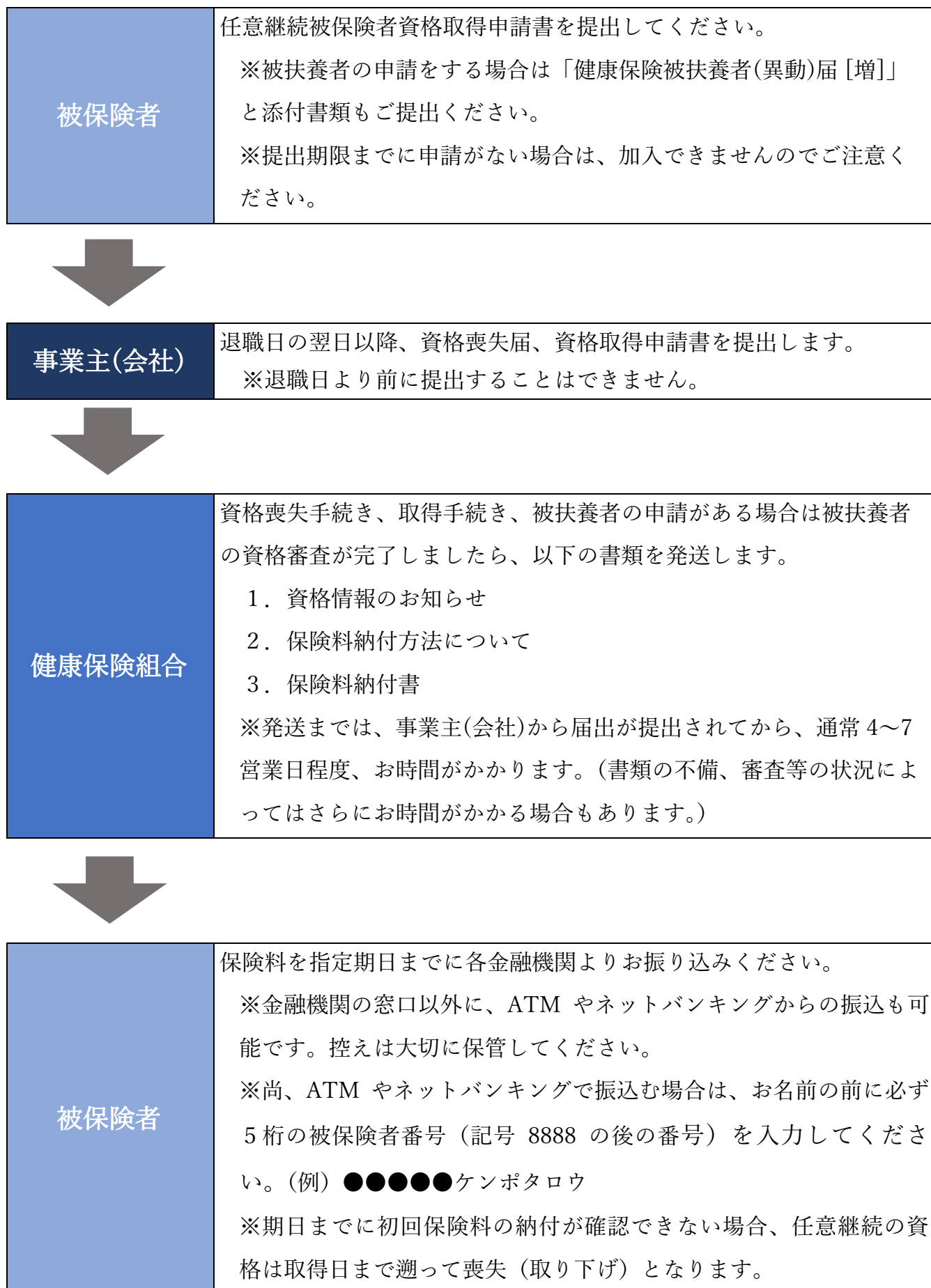
※詳しくは当健保組合ホームページの「保健事業」または「保養所」の各ページで内容をご確認ください。

任意継続被保険者の加入手続きについて

「任意継続被保険者資格取得申請書」に必要事項を記入し、資格を喪失した日（退職日の翌日）から20日以内（土日祝日の場合は翌営業日）に、当健保組合へ届くように事業所（会社）に提出してください。

(例) 退職日が3月31日の場合の書類提出期限：4月20日

【手続きの流れ】



「資格情報のお知らせ」がお手元に届くまでに、医療機関を受診された際、窓口にて資格が確認できない場合があります。「任意継続保険の手続き中」である旨を申し出て、医療機関の指示に従ってください。

なお、医療機関で医療費を全額自己負担した場合、立て替えた保険診療分の金額については、当健保組合へ申請して払い戻しを受けることができます。

詳しくは当健保組合ホームページの「健保の給付」→「立て替え払いをしたとき」の解説ページで内容をご確認ください。

任意継続被保険者の喪失手続きについて

1. 喪失理由

次のいずれかに該当した場合は、任意継続保険を脱退することとなりますので、お手続きをお願いいたします。

- ①加入した日から2年を経過したとき
- ②被保険者が就職したとき
- ③保険料を納付期日（原則として毎月10日）までに納付しないとき
- ④被保険者が死亡したとき
- ⑤75歳になったとき
- ⑥任意継続被保険者でなくなることを申し出て、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき

※資格喪失申出書が受理された日の属する月の翌月1日に喪失することができます。

2. 喪失手続き

上記の喪失理由により手続き方法が異なりますのでご注意ください。

■ ①加入した日から2年を経過したとき、および、⑤75歳になったとき

当健保組合より、「資格喪失証明書」を送付いたします。被保険者証（カード）（被扶養者分も含め、全員分）が交付されている方は、資格喪失日になりましたら速やかにご返送ください。

※「資格喪失証明書」は、お住まいの国民健康保険等に参加するときにご提出ください。

■ ②被保険者が就職したとき

以下の書類を当健保組合 担当までお送りください。

- ・当健保組合の被保険者証（被扶養者分も含め、全員分）

※交付されている場合のみ

- ・当健保組合の資格確認書（被扶養者分も含め、全員分）

※交付されている場合のみ

- ・就職先の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」のコピー

※コピーの余白に「任意継続保険を就職のため、資格喪失したい」旨を記入し、署名・捺印ください。

※就職先の保険者番号・記号・番号はマスキングしてください。

■ ③保険料を納付期日（原則として毎月 10 日）までに納付しないとき

当健保組合より、「資格喪失証明書」を送付いたします。速やかに以下の書類を当健保組合 担当までお送りください。なお、資格喪失日は納付期限日の翌日になります。

（例）納付期限日が 1 月 10 日の保険料が未納の場合の喪失日:1 月 11 日

- ・被保険者証（被扶養者分も含め、全員分）※交付されている場合のみ
- ・資格確認書（被扶養者分も含め、全員分）※交付されている場合のみ

■ ④被保険者が死亡したとき

当健保組合 担当までご連絡をお願いします。

■ ⑥任意継続被保険者でなくなることを申し出て、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき

当健保組合ホームページの「申請書一覧」にあります、「任意継続被保険者資格喪失申出書」を当健保組合 担当までお送りください。

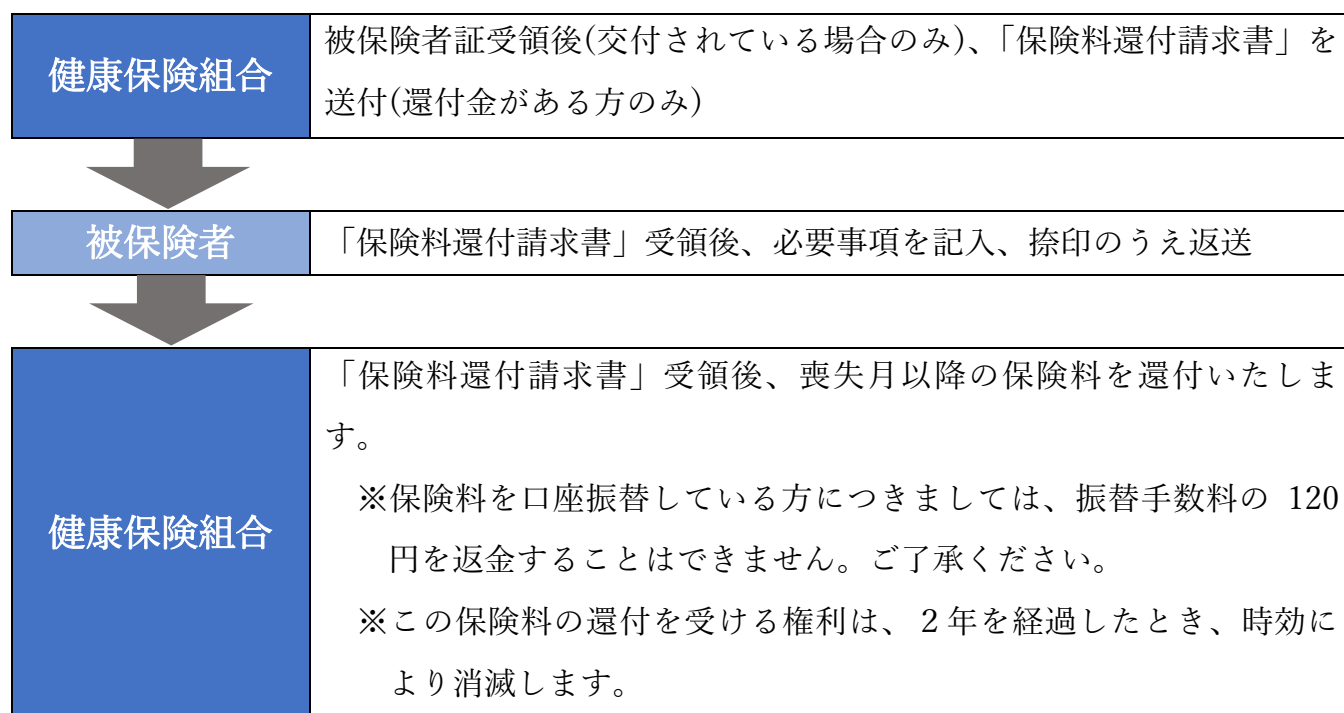
※原則、申し出後の取り消しは不可となります。ご注意ください。

資格喪失日以降、当健保組合の被保険者証等は使用しないでください。万が一、医療機関等を受診するなど保険給付を受けた場合は、医療費等を返還請求させていただきますので、ご注意ください。

3. 保険料の還付

資格喪失手続き後、保険料の還付が発生した場合は、「保険料還付請求書」をお送りします。「保険料還付請求書」を受け取りましたら、ご記入、ご捺印のうえ当健保組合までご返送下さい。「保険料還付請求書」受領後、資格喪失月以降の保険料を還付します。

【保険料還付の流れ】



その他

住所の変更があったとき

住所が変わった場合は「健康保険住所変更届」を当健保組合へお送りください。届書は当健保組合ホームページの「申請書一覧」にあります。
大事なご案内をお送りしますので、すみやかに手続きをお願いします。

その他ご不明な点等ございましたら、横河電機健康保険組合まで
お問い合わせください。

住所：〒180－8750 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
TEL：0422－52－5521